

# 設置する学校に係る部活動の方針

平成31年3月

国立大学法人福井大学

## はじめに

部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられています。スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツや文化、科学等の活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動です。生徒が興味・関心のある活動に取り組むことを通して、主体性を育て、個性や可能性を伸ばすことができます。また、目標に向けて仲間と協力する大切さや、努力を重ねてやり遂げた喜びや感動を味わい、仲間や指導者等とつながる社会性を育むことができます。さらに、部活動での教えや経験したことが、生きていく上での支えになったり、その後の自分の生活を豊かにしたりします。

今回、スポーツ庁が平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁が平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表したこと、福井県教育委員会が平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を公表したことに伴い、部活動の休養日、活動時間等を規定した、「設置する学校に係る本学の部活動の方針」を策定します。

平成31年3月

福井大学

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。その際、次の項目を明確に記載し、学校教育目標や学校行事等との調整を図った上で、作成にあたる。

- ① ねらい・目標
- ② 設置部活動および指導者
- ③ 活動時間および休養日
- ④ 危機管理体制
- ⑤ 体罰等の防止体制
- ⑥ 大会やコンクール、イベント等の年間計画

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を、便りやホームページへの掲載等により公表し、保護者の理解や協力を十分に得て、部活動の適切な運営に活かす。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1程度の部活動数になるよう見直しを行っていく。

イ 校長は、生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、必要があれば、大学と協議の上、部活動指導員や外部指導者を積極的に活用する。

ウ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化、科学等の活動を行い、教師の負担が過度にならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。特に熱中症事故防止について理解を深め、適切な処置を講じる。
- イ 部活動顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら適度の練習がスポーツ障害・外傷等の様々なリスクを高めることを正しく理解する。さらに、生徒が生涯を通じてスポーツや文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、コミュニケーションを十分に図り、生徒が意欲を失うことなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、自主的・自発的な活動を促す。
- ウ 部活動顧問は、中央競技団体や関係団体等が作成した部活動における指導手引き等を活用して、協議やコンクール等、分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日および活動時間については、成長時期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ア 学期中、週あたり2日以上休養日を設ける。
  - 平日は少なくとも1日、土曜日および日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週に振り替え、土曜日・日曜日・祝日または振替休日において年間52日以上休養日を確保する。
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ウ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- エ 生徒の登下校時刻の適正化や過度の練習によるスポーツ障害の防止等の観点と、教員の勤務時間の適正化の観点から、朝練習は原則として行わないこと。
- オ 活動場所が山、海、湖、川、専用施設など特殊な環境であることや、降雪等の

気候条件の影響で屋外競技の活動場所が限られることにより、始業前に活動することまたは1日の活動時間を増やすことが必要となる場合には、事前に活動計画等により校長の承認を得ること。その際、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

#### 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- ア 校長は、部活動が生徒の自主的・自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいよう、多様なレベルや生徒のニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。
- イ 生徒数減少等の理由により、チームを結成することができない（競技として成立する人数に満たない）場合は、二校以上による合同チームを編成・設置し、活動する。

#### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 校長は、学校の部活動が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・イベント等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。
- イ 校長は、教育上の意義と照らし合わせ、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会やコンクール、イベント等を精査する。